

埼玉西部環境保全組合職員の採用及び昇任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第20条第2項の規定に基づき、一般職の職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(採用又は昇任の方法)

第2条 職員の採用は、その職について第4条の規定により選考によることが認められている場合を除き、競争試験により行うものとする。

2 職員の昇任は、競争試験又は選考により行うものとする。

3 前項の競争試験又は選考の種類及び方法は、管理者が別に定める。

4 競争試験による採用は採用候補者名簿に、競争試験による昇任は昇任候補者名簿に登載されている者のうちから行わなければならない。

(採用試験の方法)

第3条 採用のための競争試験(以下「採用試験」という。)は、次に掲げるもののうちから必要と認める方法により行うものとする。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

(3) 前2号に掲げるもののほか、職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法として管理者が認めるもの

(選考による採用の方法)

第4条 次に掲げる職への採用は、選考によることができる。

(1) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないと管理者が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると管理者が認める職

(2) 前号に規定するもののほか、競争試験によることが不適當であると管理者が認める職

(試験の公表)

第5条 採用試験を行うときは、次に掲げる事項を広報その他の方法により公表しなければならない。

- (1) 採用試験の対象となる職種
- (2) 採用予定人数及び採用予定時期
- (3) 受験資格
- (4) 採用試験の日時及び場所
- (5) 受験手続
- (6) その他必要と認める事項

2 昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）を行うときは、受験資格を有する全ての職員に受験に必要な事項を周知するための適当な方法により告知する。この場合において、告知すべき内容は、採用試験に準じてその都度管理者が定める。
（受験資格）

第6条 採用試験の受験資格は、採用試験の対象となる職種に応じ、職務の遂行に必要な最低限度の経験、学歴及び免許等について、採用試験の実施の都度管理者が定める。

2 昇任試験の受験資格は、管理者が別に定める。
（名簿の作成）

第7条 管理者は、採用試験又は昇任試験の合格者の決定後直ちに、採用試験の結果に基づく採用候補者名簿又は昇任試験の結果に基づく昇任候補者名簿を作成するものとする。
（名簿からの削除）

第8条 管理者は、採用候補者名簿又は昇任候補者名簿（以下この条において「名簿」という。）に記載された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 採用又は昇任により、当該名簿から選択されて任命された場合
- (2) 採用又は昇任に関する照会に応答しない場合
- (3) 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合

(4) 当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合

(5) 当該試験の受験の申込み又は当該試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(6) 前各号に規定するもののほか、前各号に準ずる場合で管理者が名簿から削除する必要があると認めるとき。

(名簿の失効)

第9条 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿は、当該名簿の作成後1年を経過したときは、失効する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の採用及び昇任に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。